

おおがわら千本桜スポーツパークにおける 賑わい交流拠点施設整備・運営に係る 官民連携手法導入可能性調査業務委託

報告書 概要版

令和6年3月

宮城県 大河原町

1 | 調査概要

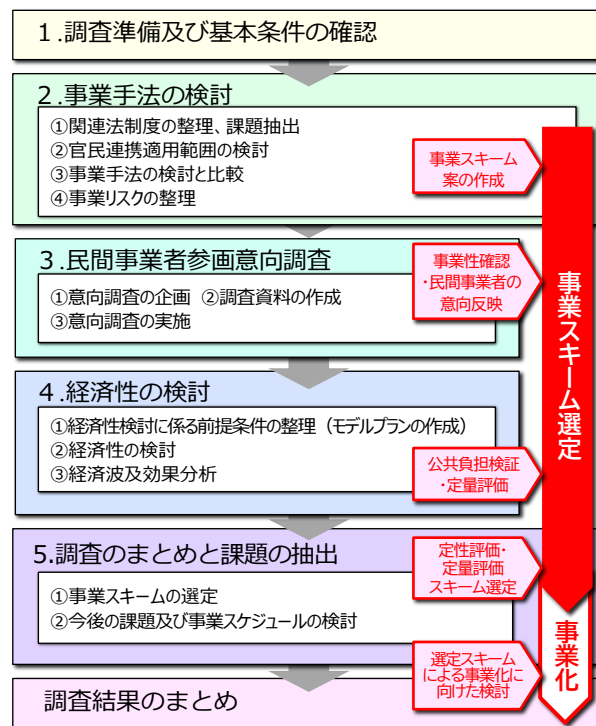
調査の目的

大河原町(以下、「町」という。)では、白石川右岸河川敷を「おおがわら千本桜スポーツパーク」として都市公園に位置づけ、マウンテンバイクコースや芝生広場、パークゴルフ場などを整備している。町ではさらに、第二期整備として、スポーツパークを活用してWell-beingなまちづくりに資する機能拡充を進めるとともに、「一目千本桜」の情報発信や伝承を行うための空間形成として、スポーツパーク内に「賑わい交流拠点」を設置することを検討しており、「千本桜を千年先へ」を基本コンセプトとした新たな賑わい交流拠点施設を整備する基本設計を策定した。その実現のためには、民間事業者の資金力や技術的ノウハウを活用し、エリアが有するポテンシャルを最大限引き出すことが必要である。おおがわら千本桜スポーツパークにおける賑わい交流拠点施設整備・運営に係る官民連携手法導入可能性調査では、実現のためのスキーム検討や民間事業者の参画意向等から民間活力導入可能性を把握することを目的とする。

調査項目

- (1) 調査準備及び基本条件の確認
- (2) 事業手法の検討
 - ① 関連法制度の整理、課題抽出
 - ② 官民連携適用範囲の検討
 - ③ 事業手法の検討と比較
 - ④ 事業リスクの整理
- (3) 民間事業者参画意向調査
 - ① 意向調査の企画
 - ② 調査資料の作成
 - ③ 意向調査の実施
- (4) 経済性の検討
 - ① 経済性の検討に係る前提条件の整理
 - ② 経済性の検討
 - ③ 経済波及効果分析
- (5) 調査のまとめと課題の抽出
 - ① 事業スキームの選定
 - ② 今後の課題および事業スケジュールの検討

調査フロー



調査対象範囲

調査対象範囲は賑わい交流拠点施設を含むおおがわら千本桜スポーツパーク全体とする。



2 | 調査準備及び基本条件の確認

2

基本条件の確認 | 過年度検討結果の整理

(1) 白石川右岸河川敷等整備事業基本計画(第2期)	白石川右岸河川敷等の整備は、平成 29 年度に宮城県とのコラボ事業としてスタートしており、町では関係機関や公募による委員で構成する「白石川右岸河川敷等整備事業検討委員会」及び町職員を中心とした「河川敷賑わいプロジェクトチーム」を設置し「新たな賑わい空間の創出」をコンセプトに協議を重ね、令和2年度に「白石川右岸河川敷等整備事業基本計画」を策定している。 令和4年度までの第1期計画として、トイレ棟や駐車場の整備、サイクリング・ウォーキングロード、宮城県による高水敷荒造成及び親水護岸整備、MTBパーク、ドッグラン、パークゴルフ場の整備を行っている。 令和5年度からの第2期計画では本業務の検討対象施設である賑わい交流拠点施設の整備や運営について定めている。
(2) 賑わい交流拠点施設整備基本設計	令和3年度に実施された「白石川右岸堤内地賑わい施設等整備調査検討業務委託」に基づき、令和4年度に「賑わい交流拠点施設」の基本設計が実施されている。 交流防災ゾーン(交流、防災、ひとやすみ、サイクルサポート)、ストリートスポーツゾーン、第2駐車場の3ゾーンに区分し、整備方針を設定するとともに管理棟を含め、各施設の規模、配置等についても検討している。 本業務では基本設計で作成された計画平面図、施設規模等を前提として検討を進める。
(3) 賑わい交流拠点施設整備サウンディング調査	令和4年度に基本設計と同時期に実施されている。ソフト事業の主体となり得る団体や民間事業者(12社)に対し、ヒアリング調査を実施したものである。 整備地のポテンシャルや整備施設等の規模・配置、事業手法、事業性の確保等について調査を行っている。 整備地の立地条件から収益性が見込みにくく、民間事業者による独立採算型事業としての実施は困難である点、指定管理料等の財政支援が得られなければ、運営面への民間事業者の参画は困難である点が指摘されている。維持管理・運営業務の範囲を賑わい交流拠点施設に限定せずスポーツパークに広げた方が、事業者の関心が高まるほか、行政側の負担も軽減されとの意見も得られている。 本業務ではこれらの指摘を踏まえ、事業範囲や事業類型について検討を行うものとする。

基本条件の確認 | おおがわら千本桜スポーツパークに係る整理

概要	令和3年度から令和4年度を第1期として、約12.1 haを都市公園「おおがわら千本桜スポーツパーク」として位置付け、整備されている。河川敷堤外地(高水敷)にMTBパークやパークゴルフ場等のスポーツに親しむ施設を整備するとともに、堤防天端のサイクリング・ウォーキングロード及び天端と一体となったトイレや駐車場等を整備し、施設利用者の利便性や利用増に向けた取り組みを進めている。 スポーツパークは全体をA～Dの4ゾーンに区分し、それぞれ以下の施設が整備されている。賑わい交流拠点施設はこのうちBゾーンに整備を予定している。	
----	--	---

基本条件の確認 | 調査対象範囲に係る整理

名称	賑わい交流拠点施設	
所在地	宮城県柴田郡大河原町字新川 前地内 外	
敷地面積	5.6ha	
区域区分	仙南広域都市計画区域(用途 地域無指定地域)	
建蔽率・容積率	建 蔽 率：70 %、容 積 率： 200%	
都市計画上の 主な制限	防火地域等:指定なし(町内全 域建築基準法第22条地域) 景観計画区域:大河原町・柴田 町中心部地区	
接道状況	6-17 上大谷線 8-531 上大谷鉄道側線	
インフラ関連	水道	
農業振興地域の指定	農業振興地域整備計画変更(除外) 申請 R5.2.10 決定 R5.5.22	

検討事項の確認

- 基本計画等で検討・位置づけられているコンセプトや基本設計における整備施設を前提としつつ、基本設計に捉われない施設アイデアを収集・整理し施設計画の更新を行うとともに、これに基づき事業性の評価(民間事業者の意向把握、官民連携手法による効率的な事業実施可能性の評価)を行うことが必要である。
- 本調査では、後述する民間事業者参画意向調査にて、こうした施設計画等に係るアイデアを民間事業者から収集し、対象施設整備に係る条件の精査を行った

3 | 事業手法の検討

関連法制度の整理、課題抽出

施設整備に係る法制度	都市計画法、建築基準法	仙南地域広域景観計画における景観計画区域内に立地→白石川沿いから蔵王連峰への眺望に配慮した形態・意匠など景観への配慮
都市公園に係る法制度	都市公園法、都市公園法に基づく公募設置管理許可制度	公園内建築物における建蔽率の遵守 Park-PFIを導入する場合の特例の活用
その他の法制度	河川法、PFI法、管理運営に係る法制度(地方自治法)	PFI手法による事業化における法に準じた手続きの実施、指定管理者制度の活用

支援措置の整理

国土交通省「社会資本整備総合交付金」	都市公園等事業	2.0ha以上の都市公園における公園施設の整備等を対象(市区町村事業は2.5億円以上が対象)
	防災・安全交付金における都市公園等事業	地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられた都市公園等の整備を対象
	官民連携賑わい拠点交付金	Park-PFIを導入する場合の飲食店、売店等の公募対象公園施設等を対象(面積要件0.25ha以上)
内閣府地方創生推進事務局「デジタル田園都市国家構想交付金」地方創生拠点整備タイプ		デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備等を支援、民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し間接補助
独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ振興くじ助成」		スポーツ競技施設等の整備を対象に、助成対象経費限度額(30,000千円)に3分の2を乗じて得た額＝助成限度額20,000千円を助成

事業リスクの整理

調査、設計に係るリスク	設計の遅延、設計等の成果物の契約不適合
建設に係るリスク	工事に関連して第三者に及ぼす損害、工事目的物の契約不適合
維持管理に係るリスク	供用開始の遅延、維持管理に係る事故
各段階に共通するリスク	不可抗力、物価・金利の変動、法令変更
その他のリスク	浸水時のリスク、収益事業実施に係るリスク

官民連携適用範囲の検討

- 官民連携適用範囲としては、整備を検討している各施設について、すべての業務段階(設計・建設・維持管理・運営)で民間ノウハウを導入することが望ましい。設計・建設から維持管理・運営までを適用範囲に含めることで、各業務を担当する企業間における連携の幅が広がり、効率的・効果的な業務実施が期待できる。
- 維持管理・運営業務範囲については、賑わい交流拠点施設だけでなくスポーツパーク全域を対象とすることで、既存施設を活用した取組みが可能となり、更なる魅力の創出等が期待できるため、官民連携適用範囲に含めることが望ましいと考えられる

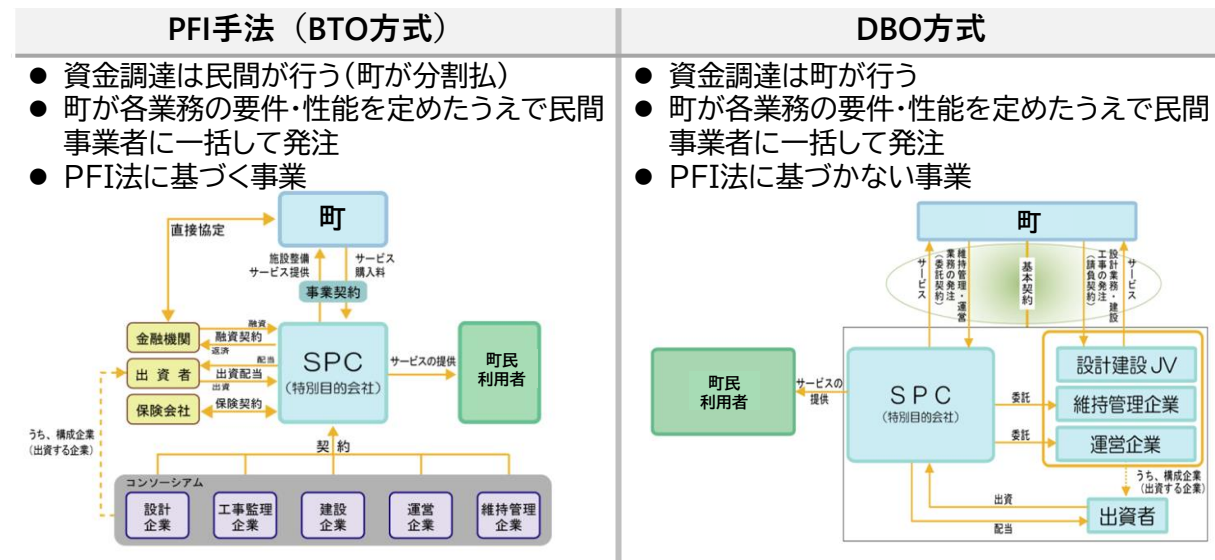
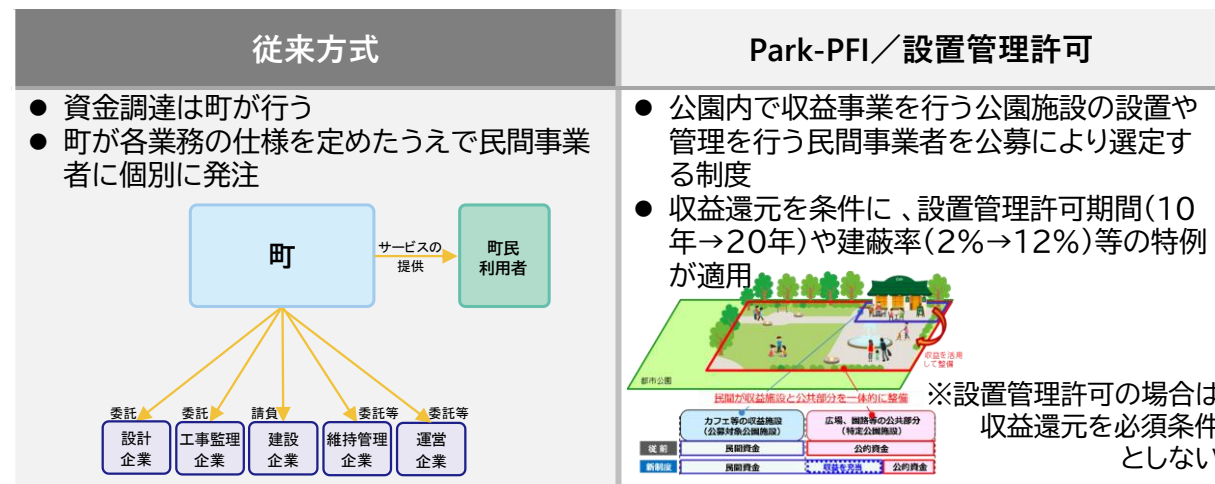
分類		業務項目	官民連携適用範囲	
			町	民間
1	公共施設の設計・建設に関する業務(賑わい交流拠点施設)	公共施設の性能規定	●	—
2		公共施設の設計業務	—	●
3		公共施設の建設業務	—	●
4		什器・備品の購入・設置業務	—	●
5		工事監理業務	—	●
6	公共施設の維持管理業務(スポーツパーク全域)	建築物保守管理業務	—	●
7		建築設備保守管理業務	—	●
8		什器・備品等保守管理業務	—	●
9		外構等(芝・植栽等)維持管理業務	—	●
10		環境衛生・清掃業務	—	●
11		警備保安業務(無人管理)	—	●
12		施設修繕業務(建築・設備・外構)(大規模修繕を除く)	—	●
13		統括管理業務	—	●
14		開業準備業務	—	●
15		総合管理業務	—	●
16		料金徴収業務	—	●
17	民間収益施設の運営業務	レストラン・売店等の運営業務	—	●

(凡例) ◎：必須、—：対象外

3 | 事業手法の検討

事業手法の検討と比較 | 概要

- 事業手法は事業費の調達を誰(公共／民間)が行うか、設計・建設・維持管理・運営といった本事業の各業務を誰(公共／民間)が行うか、また各業務を個別に発注するのか一括して発注するのか、といった条件に応じて選択する。
- 本事業の整備・運営においては【**従来手法**】【**PFI手法(BTO方式)**】【**DBO方式**】【**設置管理許可制度**】【**Park-PFI**】を主な事業手法として想定する。(これらの組合せを含む)



事業手法の検討と比較 | 比較

- 広場、スポーツ系施設、管理棟、その他(駐車場等)については、PFI手法(BTO方式)またはDBO方式による整備が望ましいと考えられるが、収益施設については設置に係る特例措置を受けることが可能なPark-PFIが最も有効と考えられる。一方、Park-PFIにより収益施設以外の施設を特定公園施設として整備する場合、整備可能範囲が収益施設(公募対象公園施設)の採算性の影響を受けるとともに、過年度調査より「独立採算で行うのは困難であり、町の財政支援が得られなければ参画は困難」といった意見が得られていることからPark-PFI単独での事業実施は難しいと考えられる。
- 事業手法としては、**広場、スポーツ系施設、管理棟、その他(駐車場等):PFI手法(BTO方式)またはDBO方式、収益施設:Park-PFIまたは設置管理許可とする組み合わせ**が望ましい

(凡例) ◎：適している、○：実現は可能、△：実現可能性は低い、－：対象外

対象施設	広場、スポーツ系施設、管理棟、その他(駐車場等)	収益施設
事業手法		
PFI手法 (BTO方式)	施設整備費の資金調達が民間負担となり、割賦支払いとなるため、町の財政負担の平準化が可能	- 付帯事業として、民間の独立採算による実施が可能 - 長期間での実施が可能
評価	◎	○
DBO方式	施設整備費の資金調達が町負担となり、一括払いが必要となるため初期費用における町の財政負担が大きい	- 付帯事業として、民間の独立採算により実施可能 - 長期間での実施が可能
評価	○	○
Park-PFI	- これら施設を特定公園施設として整備可能であるが、収益施設の収益の一部を還元するスキームのため、収益施設の採算性に影響を受ける - 特定公園施設として整備が難しい場合は、別途事業手法との組み合わせが必要	- 収益施設の設置に係る特例措置を受けることができるため、設置管理許可に比べ、整備可能な収益施設の範囲が広い - 収益事業としての採算性・安定性の面で他の事業手法より優れる
評価	△	◎
設置管理許可	設置対象施設は収益施設のみであるため、別途事業手法との組み合わせが必須	- 都市公園に収益施設を設置するために広く活用されている制度であり条件等は整っている - 収益還元が必須ではないため収益性によってはPark-PFIよりも有効である場合がある
評価	△	◎

事業形態	【混合型】利用料金収入による収益確保が一部見込めるスケボーパーク、3×3バスケットコート、フットサルコート、デイキャンプ場 【サービス購入型】無料とすることで多様な人々の利用促進を図る芝生広場、駐車場 等
事業期間	「町の財政負担に関する要因」、「長期契約による品質向上効果とリスク」、「大規模改修に関する要因」を踏まえると、設計・建設期間+15年とすることが望ましい

4 | 民間事業者参画意向調査

5

意向調査の企画

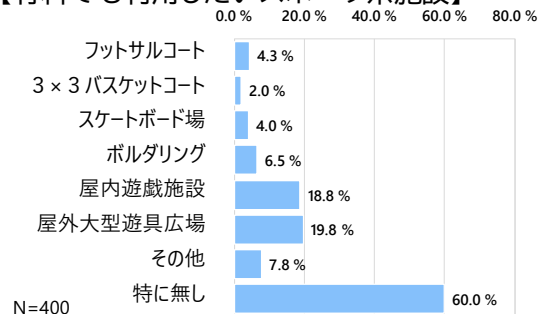
- 調査の目的に応じて**4種類**の意向調査を企画、実施

	モニター アンケート調査	アンケート調査 (第1回)	ヒアリング調査	アンケート調査 (第2回)
調査目的	周辺住民の利用実態・新整備施設に期待する機能・想定利用形態の把握	事業への関心や参画の条件、整備や管理運営面の対応可否等についての意向把握	アンケート結果を踏まえ具体的な回答内容や回答理由等を把握、事業条件を精査	精査した事業スキームやモデルプラン等について、民間事業者の実現可能性を把握
調査方法	WEBモニターを活用したアンケート調査	メールによる調査資料（調査概要資料、調査票等）の送付・回収	対面またはオンライン会議システムによる実施	メールによる調査資料（調査概要資料、調査票等）の送付・回収
調査期間	令和5年8月28日～令和5年8月30日	令和5年10月19日～令和5年11月2日	令和5年12月18日、令和5年12月20日	令和6年3月1日～令和6年3月15日
調査対象	大河原町周辺自治体住民（400サンプル）	令和4年度サウンディング調査対象を含む35社	アンケート調査（第1回）対象企業のうち6社	アンケート調査（第1回）対象企業のうち16社

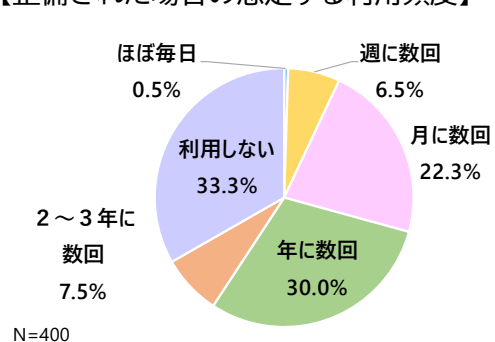
意向調査の実施 | モニターアンケート調査

- 有料でも利用したいスポーツ施設については**屋内遊戯施設や屋外大型遊具広場**を選択する回答が比較的多い。
- これらの施設が整備された場合の想定する利用頻度は、「ほぼ毎日」「週に数回」「月に数回」を含めると**全体の約3割が最低でも月1回以上利用するという回答**が得られている。
- 飲食・物販系施設に対するニーズについては、**カフェ・レストラン、地元産の野菜やお惣菜の販売、地域の特産品やお土産の販売を期待**する回答が多い。
- これらの施設が整備された場合の利用頻度は、**全体の5割弱がほぼ毎日～月数回と回答**し、一定の利用頻度は期待できる（スポーツ系施設よりも利用頻度が高い）

【有料でも利用したいスポーツ系施設】



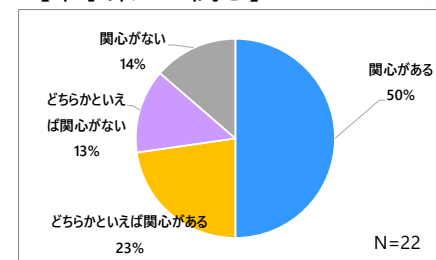
【整備された場合の想定する利用頻度】



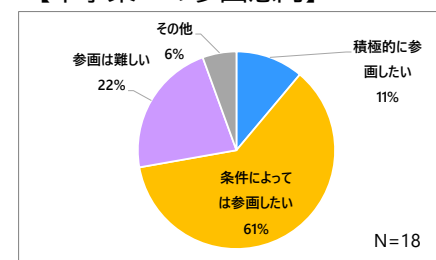
意向調査の実施 | アンケート調査（第1回）

- 賑わい交流拠点施設における整備対象施設の施設内容や事業内容について、**10社から提案**があった。
- 提案施設を官民連携手法で整備することについて、「条件によっては可能」との回答が多くみられた。（**可能:1社、条件によっては可能:7社、難しい:0社、どちらともいえない:1社**）
- 本事業への関心は、複数から示された。（**関心がある:11社、どちらかといえば関心がある:4社**）
- 本事業への関心を示した事業者からは、事業化した場合の参画意向があることが確認できた。（**積極的に参加したい:2社、条件によっては参加したい:10社、参画は難しい:4社、その他:1社**）
- 事業者募集の際の条件・要望について、10年以上の長期契約や、駐車場の有料化（利用料金制）、施設完成前の実証実験の実施等を求める意見がみられた。

【本事業への関心】



【本事業への参画意向】



意向調査の実施 | ヒアリング調査

- 施設計画については、現計画からの抜本的な変更を伴うような提案は得られなかったが**基本設計を踏襲しつつ、屋内施設や屋根付き施設の提案**が追加された。
- 希望する事業手法については共通で**事業者リスクの低いサービス購入型**が挙げられている。
- 収益施設については独立採算型を可とする意見、また事前に設定した一定水準を超えた収益について官民で分配するプロフィットシェアの導入を求める意見が複数得られた。
- 収益施設についてはその収益性を勘案し、通年ではなく時間や曜日を限定した営業や、自動販売機やカフェマシーンによるサービス提供を前提とした無人販売を望む意見があった。

意向調査の実施 | アンケート調査（第2回）

- 【事業手法】スポーツ系施設については、民間事業者が資金調達を行う必要がないという面で、**DBO方式がより実現可能性に対する事業者の評価が高い**。収益施設については立地状況等を踏まえ、収益確保の面から事業期間がより短く、収益還元を前提としない**設置管理許可で実現可能性に対する事業者の評価が高い**。
- 維持管理・運営業務範囲として**スポーツパーク全域を対象とすることに対し「実現可能」と回答した民間事業者が最も多いが、現行の維持管理・運営業務費では対応が難しい**といった意見も見られる。

意向調査結果のまとめ

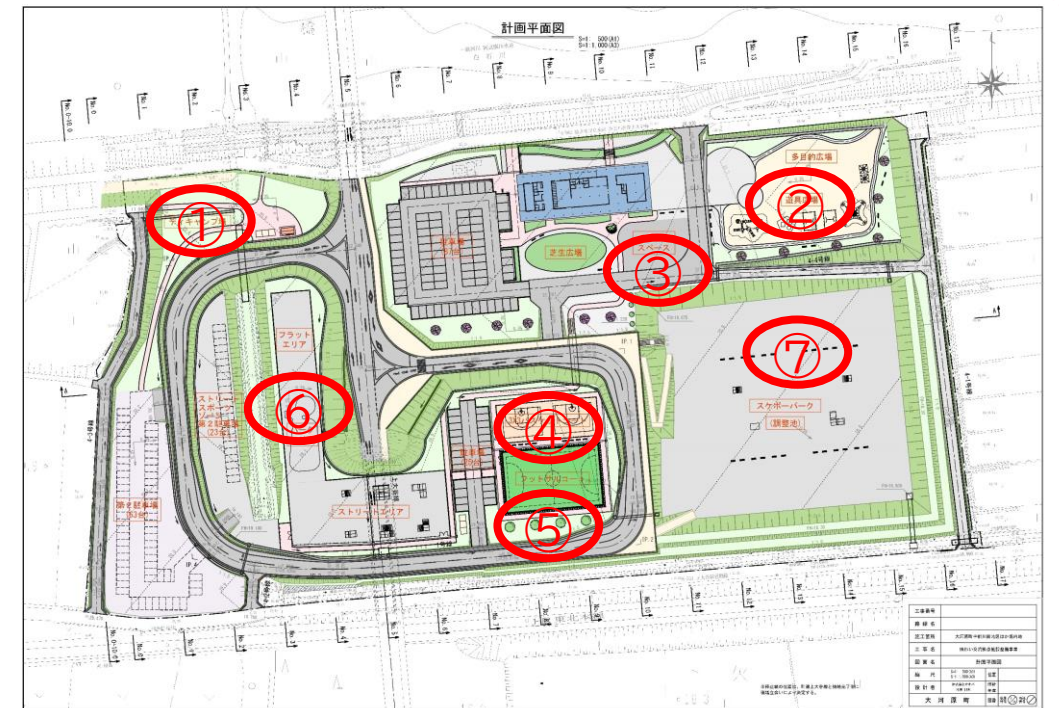
- アンケート調査（第2回）では、事業スキーム等がある程度確定した段階での実施となったが、関心度・参画可能性がともに高い企業も数社あり、**本事業の事業化に寄せる期待は大きい**と考えられる。
- 一方、事業スキームの詳細については、整備を想定している収益施設の採算性を懸念する意見が多く、どの程度の施設を町側の要求事項とするか、検討が必要である。また、事業手法や利用料金制の導入可能性についても、どの条件が有効か、今後詳細に検討する必要がある。

5 | 経済性の検討

モデルプランの検討

- 賑わい交流拠点施設の施設計画について、計画のコンセプトを踏まえつつ近隣自治体や類似施設との差別化が可能な施設とするため、民間事業者の意向等を反映したモデルプランを検討した。

	賑わい交流拠点施設			ストリートスポーツ施設			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
基本設計時	施設無し	多目的広場	遊具広場	バスケットボールコート	フットサルコート（屋根なし）	スケートボードパーク スケートボード施設を配置	ソフトボール場（調整池）
変更後	第二駐車場西側に デイキャンプ場 を追加（張芝＋トイレ＋水場）	多目的広場に加えて 遊具広場を整備	キッチンカー ベースに変更 多目的広場に移動 遊具変更	位置の変更	屋根付き とし テニスコート兼用へ 位置の変更	3つのエリアに区分 ①フラットエリア ②パークエリア ③ストリートエリア	ソフトボール場の代わりに 簡易的なスケートボードセクションを設置



モデルプランに基づく概算事業費の算定

- モデルプランに基づく概算事業費を算定した。

項目	金額	
施設整備費	工事費	約10.9億円
	設計・監理費	約1.3億円
	合計	約12.2億円
維持管理・運営費（年額）	合計	約1.2億円

※いずれも税抜金額

経済波及効果分析

- 宮城県における、本事業によって発生する総合的な経済波及効果は約48億円と想定され、これは直接効果額の約1.5倍となる。

VFMの算定

- 官民連携手法の導入検討における定量評価は、その事業を従来手法により実施した場合と比べて、官民連携手法で実施した場合に財政負担総額がどれだけ削減できるかの割合を評価し、定量的な視点から事業手法の評価を行うもの。
- 財政負担の削減割合をVFM（バリュー・フォー・マネー）と呼び、官民連携手法による財政負担削減効果を評価する指標となる。
- 以下のVFMの算定においては、施設整備費、15年間の維持管理・運営費、利用料金収入、民間事業者による借入金利（※PFI手法（BTO方式）のみ）等を考慮している。
- **PFI手法（BTO方式）、DBO方式ともにVFMが発現する（経済性において従来方式と比較し優位）。**

項目	従来手法	PFI手法（BTO方式）	DBO方式
公共負担総額（現在価値）	2,557,327千円	2,538,605千円	2,517,700千円
VFM（金額）	—	18,722千円	39,627千円
VFM（割合）	—	0.7%	1.5%

【参考：想定する交付金が採択された場合】

公共負担総額（現在価値）	2,553,207千円	2,515,800千円	2,513,788千円
VFM（金額）	—	37,407千円	39,419千円
VFM（割合）	—	1.5%	1.5%

6 | 調査のまとめと課題の抽出

定性評価及び定量評価の結果、事業スキームの選定

- PFI手法(BTO方式)、DBO方式は民間の創意工夫・ノウハウの発揮、財政負担の縮減可能性等の面において優位であり、民間事業者の事業への参画意欲も確認できることから、**本事業における官民連携手法の導入可能性は高い。**
- 今後は事業化に向け、**収益事業の実施方法や事業条件等の事業スキームの詳細について検討**を進める。

事業手法		従来手法	PFI手法 (BTO方式)	DBO方式
評価項目	特徴	公共事業実施における最も標準的な方式。仕様規定に基づく分離分割発注を行い、実施する。	設計・建設から維持管理・運営までを性能規定に基づき一括発注し、実施する。付帯事業として収益施設整備・運営を行う。	設計・建設から維持管理・運営までを性能規定に基づき一括発注し、実施する。付帯事業として収益施設整備・運営を行う。
定性評価	民間の創意工夫・ノウハウの発揮	個別・分割発注、仕様規定のため民間が創意工夫・ノウハウを発揮できる余地は限定的。 (△)	民間が包括発注かつ性能規定により各業務を実施できるため、創意工夫・ノウハウの発揮余地が大きい。資金調達も民間が行うため、金融機関による財務状況の監視機能も期待。 (◎)	(○)
	財政負担の縮減可能性	資金調達コストは民間による調達と比較して安い。民間ノウハウの発揮によるコスト縮減の余地は限定的。 (○)	維持管理・運営段階を想定した設計の提案や効率的な工事・調達等が可能となり、コスト縮減が期待。民間が資金調達を行うため調達コストは割高となる。 (○)	維持管理・運営段階を想定した設計の提案や効率的な工事・調達等が可能となり、コスト縮減が期待。 (◎)
	支出の平準化	施設の引き渡し時に施設整備費が発生するし平準化の余地は限定的。 (△)	一般財源相当の施設整備費は割賦払いが可能であり平準化の効果がある。 (○)	施設の引き渡し時に施設整備費が発生するし平準化の余地は限定的。 (△)
	スケジュール事業期間	分離・分割発注のため発注のための期間を要する。民間ノウハウの発揮による後期縮減の可能性も限定的。 (△)	事業者募集には一定程度の時間がかかるが、設計、建設、維持管理、運営をまとめて発注できること、設計者と施工者の連携により手戻りが生じにくく、創意工夫・ノウハウを発揮することで、供用開始までのスケジュールの短縮が期待。 (○)	
	民間事業者の意向	公共事業実施における最も標準的な方式であるため民間事業者は参画しやすい。 (○)	「条件によっては実現可能」と回答した民間事業者は6社／9社 (○)	「実現可能」と回答した民間事業者は5社／9社 (○)
定量評価		従来方式と比較し経済性においてPFI方式（BTO方式）、DBO方式が優位。 (△) (○) (○)		
総合評価		PFI方式（BTO方式）、DBO方式は民間の創意工夫・ノウハウの発揮、財政負担の縮減可能性等の面において優位であり、民間事業者の事業への参画意向も確認できる ○ ◎ ◎		

項目	想定する事業スキームの内容
事業手法	・ PFI手法（BTO方式）＋設置管理許可 ・ DBO方式＋設置管理許可
事業形態	・ 広場、スポーツ系施設、管理棟、その他（駐車場等）：サービス購入型 ・ 収益施設：独立採算型
事業期間	・ 施設整備期間：2年間 ・ 維持管理・運営期間：供用開始から15年間
事業範囲	・ 広場、スポーツ系施設、管理棟、収益施設、その他（駐車場等）の設計・建設、維持管理・運営業務 ・ 本パーク全域の維持管理・運営業務
収益事業	・ カフェ・物販機能

課題の抽出 | 今後の課題の検討

事業条件に係る課題	事業内容、業務に求める性能・水準と適切な予定価格の設定
	収益事業の実施方法の検討
	民間事業者の参加意欲を高める工夫
	地元企業が参画できる仕組みの検討
	維持管理・運営対象施設の取り扱い
入札・契約方式に係る課題	入札・契約方法の検討 (総合評価一般競争入札／公募型プロポーザル方式)
事業スケジュールに係る課題	大規模事業評価実施期間の確保
	民間事業者への早期周知、提案書検討期間の確保

課題の抽出 | 想定する事業スケジュール等

- 以下の期間に加え、大河原町大規模事業評価の実施期間が必要となる。

